

○河川協力団体制度とは、河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を法律上位置付け、河川管理者と河川協力団体が充実したコミュニケーションを図り、互いの信頼関係を構築することで、河川管理のパートナーとしての活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図ることを目的として制度化されました。

○平成26年から始まり、登録は10団体(平成31年3月末現在)



藤前干潟クリーン大作戦(藤前干潟クリーン大作戦実行委員会)



河川管理者と協働による魚道工事(矢田・庄内川をきれいにする会)

活動例
の紹介



庄内川水辺の散歩路ウォーキング大会
(清須・あま・大治川まちづくり協議会)



土岐川魚類1,000匹調査
(河川自然環境保全復元団体リバーサイドヒーローズ)